

喜多方市週休2日促進モデル工事試行要領

(目的)

第1条 この要領は、建設業の働き方改革を推進するため、喜多方市が発注する建設工事において週休2日促進モデル工事（以下「週休2日工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めたものである。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 週休2日

対象期間において、土日に限らず、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、週休2日は、毎週土日を現場閉所とする「完全週休2日」と異なる。

(2) 対象期間

着工日（着工届を受理した日）から現場完了日（施工期間内で全ての作業が完了した日）までの期間をいう。なお、年末年始休暇7日間、夏季休暇4日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合において各発注工事単位で、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。なお、現場閉所率の計算は、次の計算に基づくものとする。

現場閉所率＝現場閉所日数

÷（着工日から現場完了日までの日数－年末年始休暇7日間

－夏季休暇4日間－工場製作のみを実施している期間

－工事全体を一時中止している期間

－発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間）

※発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間

例：支障物件の移設により現場の進捗が見込めない期間

他機関との協議により現場の進捗が見込めない期間

一時・一部中止期間等

(6) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式

(7) 受注者希望型

受注者が工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日等の実施可否について、監督員と協議の上で取り組む方式

(対象工事)

第3条 この要領の対象となる工事は、災害復旧工事などの社会的要請から緊急性のある工事、施工時間若しくは施工方法に制約のある工事又は現場作業が短期間である工事を除く市発注の全ての工事とする。

なお、災害復旧工事等の本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象工事とすることができるものとする。

(対象工事である旨等の表示)

第4条 週休2日工事については、発注者指定型の対象工事である旨等の明示を、入札公告（随意契約の場合は見積徴収通知等）および特記仕様書等に記載するものとする。

(受注者の取組内容)

第5条 受注者は、週休2日工事の実施にあたり、次の各号に定める事項に取り組むものとする。

- (1) 受注者希望型においては、受注者は工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日等の実施の可否について監督員と協議するものとする。
- (2) 受注者は、対象期間中、施工計画書に週休2日相当の休日を確保した工程表等を添付し、監督員に提出するものとする。なお、分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事進捗に影響がないよう現場休息予定日を調整した上で工程表を作成するものとする。
- (3) 受注者は、対象期間中、工事現場に「喜多方市週休2日促進モデル工事实施試行要領」の対象工事である旨を明示し、下請負人を含めた工事現場の全労働者に周知しなければならない。
- (3) 受注者は、工程表等で定めた現場閉所日においては、下請負人を含む工事現場の全労働者を休日又は休暇としなければならない。
- (4) 受注者は、対象期間中、やむを得ない理由で現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に監督員と協議するものとする。
- (6) 受注者は、毎月の現場工程会議において、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、監督員の確認を受けるものとする。
- (7) 受注者は、出来高数量の提出時等や竣工書類の提出までに、工事現場の全労働者（下請負人を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、出勤簿、工事日誌等を提出し、週休2日の達成状況を工事打合せ簿で報告するものとする。
- (8) 受注者は、週休2日の達成状況により行われた補正を下請契約にも反映させるものとする。

(発注者の取組内容)

第6条 発注者は、受注者の週休2日確保の取組みに支障が生じないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するとともに、緊急性のある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じないように適切な指示等を行うように努め、工程調整

等に配慮するものとする。

(積算方法等)

第7条 週休2日工事の設計価格については、次の各号の補正係数により各経費を算定するものとする。ただし、工場製作に要する費用、見積により機労材一式の施工単価については補正の対象としないものとする。

- (1) 土木工事（舗装・水道施設を含む）の補正項目及び補正率は別表1及び別表2のとおりとする。
- (2) 建築関係工事の補正項目及び補正係数は、別表3から別表6のとおりとし、別表7により算定するものとする。
- (3) 発注者は、現場閉所率の状況や実績に基づき、最終変更までに該当する条件に応じた設計変更を行うものとする。

(工事成績評定への反映)

第8条 発注者は、週休2日工事における現場閉所率の達成状況を確認し、4週8休以上の休日の確保が確認できた場合は、第1評定の「5. 創意工夫」の項目において加点評価を行うものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ受注者及び発注者が協議して定めるものとする。

附 則（令和6年3月18日決裁）

この要領は、令和6年4月1日以降に起工する工事から適用する。

別表1（第7条関係）

土木工事の補正

経費名称	補正係数（4週8休以上）
労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

別表2（第7条関係）

土木工事の補正

（市場単価）

名称	区分	補正係数 （4週8休以上）
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防止柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05

橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01

備考 単価の構成に労務費が含まれる場合は、加算額に対しても週休2日の補正を行う。
ただし、単価の構成が材料のみの場合は補正しない。

(標準単価)

「建設物価」及び「積算資料」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同種工）が物価資料（「建設物価」、「積算資料」）の両方に掲載されている場合は、その平均単価とし、片方の資料のみに掲載されている単価は、当該単価とする。

別表3（第7条関係）

建築関係工事の補正（複合単価）

経費名称	補正係数（4週8休以上）
労務費	1.05

備考 複合単価は、福島県土木部実施設計単価表の労務単価に上記の補正率を乗じて補正する。

別表4（第7条関係）

建築工事の補正（市場単価等）

名称	適用※	補正係数 (4週8休以上)	
		新営	改修
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04

既成コンクリート工事		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事（シーリング）	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.04	1.04
左官工事（仕上塗材仕上以外）	物価資料	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.12
建具（シーリング）	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03
撤去	各工種による		
取り壊し		1.03	1.03

備考 上記に記載のないものは、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を乗じて補正する。

別表第5（第7条関係）

電気工事の補正（市場単価等）

名称	適用※	補正係数 (4週8休以上)	
		新営	改修
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用（壁・床）	1.03	1.16
	防火区画貫通処理用 金属管・丸型用	1.01	1.06
	（電動機その他接続材工事） 金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	（接地極工事） 銅板式、銅覆銅棒、 接地極埋設票（金属製）	1.03	1.03

別表6（第7条関係）

機械工事の補正（市場単価等）

名称	適用※	補正係数 (4週8休以上)	
		新営	改修
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンバー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.25

別表7（第7条関係）

市場単価及び補正市場単価の算定式

種別	区分	算定式
市場単価 補正市場単価	新営工事	市場単価 × 新営補正率 補正市場単価 × 新営補正率
	全館無人改修 (基準単価の算定)	市場単価 × 新営補正率 補正市場単価 × 新営補正率
	執務並行改修 (基準補正単価の算定)	市場単価 × 改修補正率 補正市場単価 × 改修補正率
	新営工事	物価資料の掲載単価 × 新営補正率
物価資料の 掲載単価	全館無人改修 執務並行改修	物価資料の掲載単価 × 改修補正率